

## 平成20年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年7月22日(火)  
開会 午後3時05分 閉会 午後4時18分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 委 員 長    | 竹 尾 格   |
| 委員長職務代理者 | 沼 本 禧 一 |
| 委 員      | 角 田 富美子 |
| 委 員      | 宮 田 清 蔵 |
| 教 育 長    | 宮 崎 美代子 |
- 5 出席職員
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 教 育 部 長           | 名古屋 幸 男 |
| 特 命 担 当 部 長       | 村 野 正 男 |
| 教 育 企 画 課 長       | 青 柳 昌 一 |
| 教育部副参与兼学校運営課長     | 富 田 和 明 |
| 教 育 指 導 課 長       | 前 島 正 明 |
| 統 括 指 導 主 事       | 石 井 卓 之 |
| 指 導 主 事           | 岡 本 賢 二 |
| 指 導 主 事           | 山 縣 弘 典 |
| 指 導 主 事           | 宮 城 洋 之 |
| 教育相談担当課長          | 南 里 由美子 |
| 教育部副参与兼社会教育課長     | 波 方 幹 徳 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長   | 飯 島 伸 一 |
| 公 民 館 長           | 相 原 昇   |
| 教育部副参与兼図書館長       | 小 池 博   |
| 教育部主幹兼図書館副館長      | 奈 良 登喜江 |
| 田 無 小 学 校 校 長     | 清 水 静 雄 |
| 保 谷 第 二 小 学 校 校 長 | 熊 澤 義 夫 |
| 中 原 小 学 校 校 長     | 神 山 繁 樹 |
| 芝 久 保 小 学 校 校 長   | 小 此 木 始 |

芝久保小学校副校長	仙臺耕一
泉小学校校長	中嶋美沙子
谷戸第二小学校校長	神山政明
東小学校校長	屋宮茂穂
上向台小学校校長	高谷好文
本町小学校校長	栞山久子

6 事務局 教育企画課企画調整係 相澤潤子

7 傍聴人 2人

平成20年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 平成20年7月22日(火) 午後3時00分～

会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第42号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第3 議案第43号 西東京市教育委員会表彰について
- 第4 議案第44号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について
- 第5 議案第45号 平成21年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について
- 第6 議案第46号 平成21年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 第7 議案第47号 西東京市教育委員会の職員の人事について
- 第8 報告事項 (1) 第2回市議会定例会報告  
(2) 西東京市立中学校給食検討委員会中間報告について
- 第9 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 0 年 第 7 回 定例会  
( 7 月 2 2 日 )

## 午 後 3 時 0 5 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、本日の日程についてお諮りをいたします。まず、日程第5 議案第45号 平成21年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、及び日程第6 議案第46号 平成21年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、は、審議の都合上、日程第1の後に審議いたしたいと思っております。次に、日程第7 議案第47号 西東京市教育委員会の職員の人事について、は、人事に関する案件で、まだ公表されておりませんので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第9 その他、の後に開催したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 では、さよう決定させていただきます。

竹尾委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第5 議案第45号 平成21年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第45号 平成21年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、御提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

なお、平成21年度使用小学校教科用図書につきましては、新たに文部科学大臣の検定を得たものがないことにかんがみ、文部科学省初等中等教育局教科書課長名で、採択手続にかかわる調査研究について、前回の採択換えにおいて用いた調査資料を適宜利用するなど、採択の手続の一部を簡略化することも可能であるという趣旨の通知が参りました。本市では、採択までの事務手続は簡略化せず、前回の採択資料を活用しながら進めてまいりました。その調査研究の結果、前回採択され、現在市内の小学校で使用されている全教科・種目の教科用図書が高い評価を得たという報告を受けております。

私からは以上でございます。詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

前島教育指導課長 今回の教科用図書の採択は、西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱に基づきまして調査研究を行い、本日の教育委員会で採択することになっております。

では、採択事務要綱に従いまして、教科用図書の採択の流れについて御説明いたします。

教育長は各学校に全教科・種目ごとに検定を受けたすべての教科用図書についての研究調査の実施及び報告を依頼します。

まず、調査部会について御説明いたします。

調査部会は、学校別の調査資料を参考にしながら各教科ごとにすべての教科用図書の調査研究を実施し、報告書及び調査資料を採択資料作成委員会に提出します。

次に、採択資料作成委員会について御説明いたします。

委員としては、各教科を担当する校長及び副校長9名を校長会より推薦していただきました。また、4月15日の市報で公募した保護者の代表2名及び市民の代表2名も委員となっており、採択資料作成委員会は、調査部会から提出された報告書及び調査資料に基づき、調査部会の調査研究について確認、検討するとともに、内容が適切であるかなど協議を深めます。また、これら教員等による調査とは別に市役所の情報公開コーナー、市内3カ所の図書館に見本本を置き、市民の皆様にご覧していただくとともに、御意見をちょうだいし、採択資料作成委員会に報告し、調査対象といたしました。

これらをもとに全教科・種目ごとにすべての教科用図書について報告書を作成し、教育長に提出いたしました。

私からは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。

本日は関係職員ということで採択資料作成委員会の校長先生、副校長先生方にも出席をしていただいております。質問にお答え願う場合がありますので、よろしくお願ひいたします。

先ほどの教育長の説明にもありましたが、平成21年度使用小学校教科用図書については、新たに文部科学大臣の検定を得たものがなく、採択の手續の一部を簡略化することも可能であるとの話がありました。また、現在市内小学校で使用されている教科用図書は平成16年度の教育委員会で慎重に審議され、採択されたものであります。さらに、今回の調査研究においても、現在市内小学校で使用されている教科用図書が高い評価を得ているということでございます。これらをかんがみ、平成16年度の教育委員会で採択され、現在市内小学校で使用されている教科用図書を今回も採択する方向で審議することが適切であると考えますが、御異議ございますか。特にございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 それでは、これより教科ごとに審議を行います。

まず、国語について審議を行います。光村図書出版でよろしいでしょうか。質疑を受けません。

角田委員 国語は何よりも基礎・基本的な言語能力を身につけるのが重要であるということはよくわかりますけれども、本市の生徒の実態からどのような力を身につけることが最も必要と考えて、これを選ばれたか、ちょっとお伺いしたいんですが。

熊澤保谷第二小学校校長 国語は、今、お話にありましたように、何よりも大事な教科だと思っております。一つは聞く、読むと言ったらいいでしょうか。それから、書くこと、話すこと。そういうことが全部網羅されてすべてが基本と思いますが、それがバランスよく育成されることが肝要だと、私はそう思っております。

角田委員 学習指導要領の改訂等々がありましたが、新たな教科書がまだ採択されていないということなので、私も、発達段階に応じた内容や分量やいろんなところでわかりやすいと

というようなこともひっくり返して、今、この光村図書というのが本当に非常に評価が高いなというのは感じましたけれども、本市の生徒の実態というの、やはり、今、お話のあったように、聞く、読む、書く、話す、この4項目が比較的低いということですか。それとも、当たり前ということですか。その辺をもうちょっとお聞きしたいんですが。

熊澤保谷第二小学校校長 バランスよく学ぶことが一番大事だと思います。聞くに対応するのが読む、読むことができれば書けるし、書くことができれば話せるしという、それは非常に関連性があるのだと思います。だから、一つどこを中心というよりも、バランスよく育てることが子どもの国語力をつけることになると、私はそう思っております。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

角田委員 結構です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより国語について採決いたします。光村図書出版でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、国語は光村図書出版に決定されました。

次に、書写について審議を行います。教育出版でよろしいでしょうか。質疑を受けます。

角田委員 小学校の書写指導として、どのような事項が重視されるべきなのですか。

熊澤保谷第二小学校校長 一番大事なものは、やはり美しい文字を書くということだと思いますが、そのもとにあるのは、どの学習でも同じだと思いますが、自分で意欲的に書くということ、あるいは、書いたことをいかに生活につなげていくというようなこと、そういうことが一番肝要かなと。美しい文字を書けても仕方がないことで、それをどう使うか、どうやる気になってやるか、そういう教科書がよろしいかなと、そんなふうに思っております。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

角田委員 はい。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより書写について採決いたします。教育出版でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、書写は教育出版に決定されました。

次に、社会について審議を行います。教育出版でよろしいでしょうか。質疑を受けます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより社会について採決いたします。教育出版でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、社会は教育出版に決定されました。

次に、地図について審議を行います。帝国書院でよろしいでしょうか。質疑を受けます。  
質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより地図について採決いたします。帝国書院でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、地図は帝国書院に決定されました。

次に、算数について審議を行います。東京書籍でよろしいでしょうか。質疑を受けます。  
宮田委員 教科書採択における調査資料の中に本市における地域との実態と合致しているかという調査項目があるわけですが、算数における本市における内容が合致しているかというのはどのような見方でもって採点をされたのでしょうか。

高谷上向台小学校校長 算数科においては、特別地域性と合致しているかどうかというようなことは、ほとんどの教科書で取り上げているところはございません。場合によって、東京都の人口の比率ですとか、そういったものが部分部分では問題として出てくるものがございます。そういったところがあるとしたら地域性というところだろうと思いますが、それ以外にはちょっと特別地域を意識したという内容は教科書の中にはございませんでした。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

宮田委員 はい。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

宮田委員 あんまり地域性がないものに無理に評価点をつけさせるというのはいかなものかと思っているんですが、そういうことを評価させること自身を算数科としてはどういうふうに思われますか。

高谷上向台小学校校長 中に大阪書籍という発行会社がございしますが、こちらはやはりその地域、大阪に即したような問題が幾つか問題の例として出ております。強いて言えばそのようなところかなというふうに思いますが、私も、項目で上げられていますので、一応、項目では先生方をお願いをして評価をしていただきましたが、おっしゃるように、それほど大きな意味はないのかもしれませんが、私が申し上げるところでもないのかなという気がしております。

竹尾委員長 ほかに討論はございませんか。 討論を終結します。

これより算数について採決いたします。東京書籍でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、算数は東京書籍に決定されました。

次に、理科について審議を行います。大日本図書でよろしいでしょうか。質疑を受けます。  
沼本委員 質問なんですけれども、例えば、理科の場合、本市における地域の実態というのはどういうふうにとらえているのかということが一つと、もう一つは、理科の場合には発達段階というのがかなり指導のプロセスにおいては必要だと思うんですが、そこら辺はどのよ



うにとらえたのかということをお聞きしたいんですが。

清水田無小学校校長 地域の実態と合致しているかというのは、4社でしたか、全体的にはBなんですけれども、本市の特徴として、例えば、東大農場に近い学校が数校ありますよね。それから、向台地区なんか小金井公園にすぐ行けるとか、3年とか4年の教材あたりに活用できる部分はあるんだろうとは思いますが。ただ、商業地区、それから、例えば、住宅地区、自然が残っていると残っている地域なんだろうけど、その辺の東京都全体の中における田無の位置、その辺から見ると、どこの教科書もその部分についてはおおむねBぐらいで、特別にAというのはないんだろうなとは考えていますけども。地域的にはまだまだ都心の学校と比べればいい部分はあると思います。それは活用できると思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより理科について採決いたします。大日本図書でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、理科は大日本図書に決定されました。

次に、生活について審議を行います。東京書籍でよろしいでしょうか。質疑を受けます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより生活について採決いたします。東京書籍でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、生活は東京書籍に決定されました。

次に、音楽について審議を行います。教育出版でよろしいでしょうか。質疑を受けます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより音楽について採決いたします。教育出版でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、音楽は教育出版に決定されました。

次に、図画工作について審議を行います。日本文教出版でよろしいでしょうか。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

休憩します。

午後 3 時 2 7 分 休 憩

午後 3 時 2 8 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、再開いたします。

これより図画工作について採決いたします。日本文教出版でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、図画工作は日本文教出版に決定されました。

次に、家庭について審議を行います。東京書籍でよろしいでしょうか。質疑を受けます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより家庭について採決いたします。東京書籍でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、家庭は東京書籍に決定されました。

次に、保健について審議を行います。東京書籍でよろしいでしょうか。質疑を受けます。

角田委員 保健の指導で先生方が特に教科書に期待することは何なんでしょうか。教えてください。

神山谷戸第二小学校校長 保健というのは体育科の中で非常に限られた数時間という時数で指導いたします。したがって、教科書は辞書であり、ワークシートであり、それから、主体的に活動を促す資料でありと、さまざまな要素が込められています。ですから、見た瞬間子どもがぽっと取り組めるような図が非常に効果的なものとか、きちっとした科学的根拠に基づいた事実が記述されているとか、その辺のところは教える側にとって大きなメリットになるかなと思っています。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより保健について採決いたします。東京書籍でよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、保健は東京書籍に決定されました。

それでは、ただいま決定いたしました教科書について、私から確認のため申し上げます。

国語は光村図書出版、書写は教育出版、社会は教育出版、地図は帝国書院、算数は東京書籍、理科は大日本図書、生活は東京書籍、音楽は教育出版、図画工作は日本文教出版、家庭は東京書籍、保健は東京書籍に決定しました。

議案第45号 平成21年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、は以上で終わりでございます。

休憩します。

午後 3 時 3 2 分 休 憩

午後 3 時 3 2 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、再開いたします。

竹尾委員長 日程第6 議案第46号 平成21年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第46号 平成21年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図

書の採択について、御提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第6号及び西  
東京市教育委員会事務委任規則第2条第1項第10号に基づいて提案するものでございます。  
特別支援学級教科用図書の採択につきましては毎年採択することになっております関係上、  
本議案は平成21年度に特別支援学級で使用いたします小学校、中学校の教科用図書をここ  
で採択するものでございます。この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法  
附則第9条に規定する特別支援学級の使用する教科用図書の特例ということで、いわゆる文  
部科学省の検定外の図書でも使用することができることになっております。これは特別支援  
学級の子どもの発達段階に合わせた指導を行うためでございます。

採択の流れについてでございますが、まず、特別支援学級を設置している学校が独自に調  
査をいたします。次に、特別支援学級設置校の校長先生と各学校代表の先生で構成する調査  
委員会で内容を吟味いたします。そして、報告を受け、本日、お手元に配付させていただきました。

それでは、議案の内容について御説明いたします。

田無小学校わかば学級から保谷中学校のびる学級まで順番に教科・種目、学年、発行社名、  
書名が記されております。小学校においては国語から生活までの6教科・種目、中学校では  
国語から英語までの10教科・種目がございます。

詳細につきましては事務局から説明いたさせますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し  
上げます。

私のほうからは以上でございます。

石井統括指導主事 それでは、教育長に補足いたしまして、私から説明させていただきます。  
まず、採択の流れについての補足です。

第1段階といたしまして、各学校に校長先生を中心とした図書研究会を置き、特別支援学  
級の全教員で平成21年度に使用する教科用図書の調査研究を行い、調査資料を作成し、教  
育長に提出いたしました。

第2段階として、7月8日（火曜日）の午後に教科用図書調査委員会を開催し、各学校の  
図書研究会から提出された学校別調査資料について調査を行いました。委員は各特別支援学  
級設置校の校長先生及び校長先生から推薦されました教諭等1名の合計10名でござい  
ます。調査項目は小学校と同様に内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜の3点で、児  
童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性にふさわしいかどうかを検討いたしました。その  
際、小中学校の発達段階と連携状況、教科用図書の冊数や範囲などについても詳細に検討い  
たしました。

第3段階といたしましては、調査委員会の委員長が取りまとめ、各図書を選んだ理由を添  
えて教育長に報告し、本日、お手元にあります教科用図書一覧となっております。

次に、記載について補足させていただきます。

田無小学校わかば学級を御覧ください。音楽の発行社名に「検定本 教育出版」とありま  
すのは、平成17年度に小学校で採択されました教科書で、現在、通常学級で使用されてい  
るものと同じのものを使用することとなります。

1枚めくっていただき、東小学校あすなる学級を御覧ください。国語の第5学年の書名に「国語」という表記がございます。これは、委員のお手元にあるものがそうなりますが、机の上に置かせていただいております。文部科学省著作教科書という名前になりまして、知的障害特別支援学級用のものがございます。

それ以外は一般図書からの選定となっております。

最後に、昨年度との変更点について説明をいたします。

小学校は、東小学校が生活の第3学年から第6学年で各1冊減らしております。

中学校では、田無第一中学校が、国語の第2学年で昨年度は「ゆっくり学ぶ子のための「こくご」」を使用していましたが、全小学校において既に使用しているため、本年度は「こども語源じてん」に変えるというように実態に応じて変更しております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 本市の実態という話が出たわけですけど、この特別支援学級の場合はイコール発達段階というふうに、そういう実態のことを主に言っているわけですね。

屋宮東小学校校長 それぞれの学校の子どもたちの障害の実態に合わせて選択した次第でございます。例えば、障害の種類・程度も違いますし、それに応じた適切な内容となっております。

以上です。

角田委員 私も伺おうと思っていたのですが、発達段階に合わせているというお話だったのですけれども、障害にも合わせて選ばれているということなんですか。例えば、知的障害のほかにもいろんな障害があると思うのですがすけれども、そのあたりがちょっとはつきりしませんでしたので、もう少し詳しくお聞きしたいのと、この特別支援学級の子どもたちは、一般の子どもたちがいただく教科書は配付されないのでしょうか。それから、そういったことに特に問題はないのかどうか。その3点を伺いたいです。

屋宮東小学校校長 まず、一般の子どもが持っている教科書については、例えば、音楽、図工等については一般の子どもが持っている検定本を使っておりますけれども、ですから、使わないということはありません。ただ、先ほど、例外としてということで、学校教育法第107条において著作教科書以外のその他の適切な教科用図書の使用が認められていますので、その学校の実態に合わせて使っている次第です。先ほど、知的障害の程度によってということがありましたが、例えば、東小学校で、5～6年で検定本の3を使っています。これは、通常学級から本校の障害学級に入ってきた子どもたちがいまして、その実態は中学校の検定本の3と同じにかぶっております。ということは、東小の5～6年の子どもの実態については、今、そのような実態であるということです。

以上でございます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

角田委員 はい。

石井統括指導主事 今、校長先生のほうから第107条という話がありましたが、この法令は変更になりまして、今年度、学校教育法附則第9条に変わりましたので、そのように御理

解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

竹尾委員長 よろしくお願ひします。

ほかに質疑はございせんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第46号 平成21年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について、は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

午後 3 時 4 2 分 休 憩

午後 3 時 4 4 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第42号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第42号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の御提案理由を申し上げます。

平成20年7月1日付西東京市教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、別紙のとおり専決処分したので御報告し、承認を得るものでございます。

裏面を御覧くださいませ。教育部教育企画課企画調整係主任の鴨志田龍子が市長部局へ出向いたしましたして、総務部職員課研修厚生係の加藤陽子が教育部教育企画課企画調整係のほうに参りました。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第42号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第43号 平成20年度西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第43号 平成20年度西東京市教育委員会表彰について、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市教育委員会表彰規則及び西東京市教育委員会表彰審査基準に基づき西東京市体育協会より推薦をいただいたものであり、西東京市教育委員会表彰規

則第6条に基づく西東京市教育委員会表彰審査会を7月9日に開催し、被表彰候補者について審査を行い、その結果に基づき、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第13号に基づき提案するものでございます。

それでは、表彰予定表の説明に入らせていただきます。横長の表を見ながらよろしく願いいたします。

第1番目といたしまして、西東京市卓球連盟男子チームは、都民体育大会男子の部において平成17年度から平成19年度まで3年間連続して優勝を成し遂げたものでございます。なお、本年度も優勝しており、4年連続して優勝しております。

第2番目といたしまして、津田伸幸さんは、西東京市剣友会の会計部長を長年務め、全国中学校剣道大会、生涯スポーツ大会、全国婦人剣道大会に選手を輩出するなど、指導者として後進の育成に尽力をしているところでございます。

第3番目の大金力夫さんは、西東京市ソフトテニス連盟の副会長として所属し、31年間にわたり会の活動を支えながら後進の指導、育成に寄与しております。また、昨年度、東京都ソフトテニス連盟から支部功労賞を受賞しております。

第4番目の鈴木正顕さんは、西東京市卓球連盟において33年間にわたり会の活動を支えながら後進の指導、育成に寄与しております。また、平成13年からは連盟の会長として指導、育成にかかわっており、都民体育大会で今年度は男子、女子のアベック優勝に導いております。

第5番目の野口 聡さんは、平成元年にバトミントン協会に入会以来20年間にわたり青少年の育成に尽力され、現在もバトミントン協会の理事として活躍しており、中心的な役割を果たしているところでございます。

第6番目の和田 勉さんは、平成3年に旧田無市空手道連盟をはじめとして、現在は西東京市空手道連盟副会長として活躍しながら青少年の育成、後進の指導に寄与しているものでございます。

第7番目の橋本 衛さんは、山岳連盟に入会以来23年間にわたり連盟の発展に寄与しており、連盟団体の会長として8年間務め上げ、現在は副会長として後進の指導に当たっております。

第8番目の飯島正子さんは、平成2年に旧田無市ソフトボール協会監事をはじめ、現在は西東京市ソフトボール協会の常任理事として、また、現役選手として18年間の間、協会運営等に活躍されております。

第9番目の加藤初枝さんは、昭和56年から旧保谷市社交ダンス連盟副会長をはじめ、現在は西東京市社交ダンス連盟会長を務め、連盟の運営に尽力されております。

第10番目の茂木公靖さんは、昭和58年に旧保谷市社交ダンス連盟理事長に就任され、その後、平成10年に現ダンススポーツ協会の理事長に就任されました。現在は体育協会の理事を務めており、昨年には市町村体育協会より体育功労賞を受賞されております。

第11番目の西潟なみ江さんは、平成3年にグラウンド・ゴルフ協会設立から普及に努力され、日本協会の一級指導員の認定を受け、現在も指導者として後進の育成に尽力を注いでいるところであります。

以上のとおり表彰予定者の説明をさせていただきました。

続きまして、西東京市教育委員会表彰規則及び西東京市教育委員会表彰審査基準に基づき、感謝状授与対象者の説明をさせていただきます。

第12番目の和田山五郎さんは、西東京市向台運動場がございますが、この運動場を取り巻いて45本余りの桜の木が植栽されております。この桜の木を植栽した当時、支柱が施されておりましたが、木の成長とともに桜の木が支柱を抱き込む形で桜の木に食い込んでいる状況がございました。そんな状況の中で御本人より支柱を除去してよいかとの申し出があり、私どもでお願いしたものでございます。運動場周辺全体ということで面積も広く、45本余りの桜の木の本数等を考慮しますと、相当な労力を必要とするものでございます。今回の行為に対し深く敬意を表し、感謝状の授与をしたいと思います。

説明は以上でございます。簡単ではございますが、御提案理由とさせていただきます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第43号 平成20年度西東京市教育委員会表彰について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第44号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第44号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、御提案理由を申し上げます。

西東京市文書管理規程が改正されることに伴い、規定の文言整理を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議のほど、御決定賜りますようお願い申し上げます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第44号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、教育長に補足して御説明いたします。

まず、本市の文書管理でございますが、基本的には西東京市文書管理規程により実施をされております。このたび、この規程の改正を行いまして、各部等におきまして文書担当課長及び文書主任を新たに指名し、全庁的な文書管理の適正化を推進することとなりました。教育委員会の文書管理につきましては別に教育委員会文書管理規程を設けておりますが、市長部局の規程を準用している箇所がございますので、この関係の文言整理を行うものでございます。

お手元、新旧対照表を御覧いただければと思います。本日配付をさせていただいたものでございます。左が改正案、右が現行でございます。

まず、第2条でございますが、教育委員会の文書管理については市長部局の西東京市文書管理規程の例によるとされております。教育委員会の事務局並びに学校を除く教育機関にお

ける文書管理については、市長部局の文書管理規程によることとしておるところでございます。

そして、第3条におきまして、市立学校の文書管理については、組織体制が事務部門と異なることから市長部局の規程の一部を準用することとして、その準用する条文を列記しているものでございます。このうち、先ほど御説明いたしました、各部に文書担当課長及び文書主任を指名する規定は学校におきましては準用いたしませんので、準用する条文から除く必要があることから、今回の改正を行うものでございます。

改正部分は第3条の下線の部分でございます。市長部局の規程では第3条の3というのがこの文書担当課長及び文書主任の規定となっておりますので、第3条の3を準用から除くように改正を行うものでございます。今回の教育委員会文書管理規程のほうの改正後の第3条の4は、これは従前の第3条の3が繰り下がったものでございます。内容の変更はございません。したがって、教育委員会の事務局、また、学校を除く教育機関につきましては市長部局の文書管理規程をそのまま準用する。また、学校における文書管理につきましては従前と変更となることはございません。

また、この改正につきましては、市長部局の文書管理規程の改正とあわせまして、附則によりまして平成20年7月23日から施行し、適用につきましては平成20年5月16日に遡及することとしております。

ちなみに、教育部におきましては、教育企画課長が文書担当課長に、教育企画課企画調整係長が文書主任に指名されることとなっているところでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。  
竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第44号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第8 報告事項、に移ります。

質疑は一括して行いますので、報告事項について説明をお願いいたします。

(1) 第2回市議会定例会報告。

名古屋教育部長 それでは、平成20年第2回市議会定例会の議会報告につきまして御報告申し上げます。

日程についてでございますけれども、平成20年6月6日から6月23日の会期で行われたところでございます。

まず、条例の審査関係でございますけれども、西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例につきましては、3月議会に続きまして継続審査となっているところでございます。

西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例ほか2件につきましては、可決となっているところでございます。



続きまして、陳情についてでございますけれども、2件ほどございまして、まず、1点目でございますが、通常学級に在籍する障害のある児童のための介助員制度に関する陳情ということで、内容としましては、介助の必要時間の保障及び中学校への拡充という趣旨のものでございます。採決の結果でございますけれども、陳情者の願意に沿うよう早急に努力されたいというような意見を付されて趣旨採択となっているところでございます。

2件目でございますけれども、市立小中学校図書館に1校1名の図書館専門員の配置を求める陳情につきましては、採決の結果でございますが、陳情者の願意に沿うよう努力されたいという意見を付して趣旨採択となっているところでございます。

続きまして、一般質問につきまして報告させていただきたいと思いますが、一般質問につきましては6月9日から11日の3日間について行われたところでございます。教育委員会の質問につきましては22名の議員の方から約60項目にわたる質問がございました。その中からでございますけれども、主な質問事項、答弁の概要につきまして、お手元のほうに配付してございますとおりでございますが、本日につきましては、このうちから何点かにつきまして私のほうから御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますけれども、1番、図書館事業についてということで、質問の内容につきましては、図書館運営を支える職員の専門性についてということと、学校図書館運営の充実についてといった御質問でございました。

答弁につきましては、図書館では、平成20年度につきましては「モノの改革」という位置づけとしまして保谷駅前図書館の開設、第2期図書館管理システムとICタグシステムの導入などに取り組んでおりますが、平成21年度からは「ヒトの改革」という位置づけとして図書館の組織と運営について見直しを行いまして、職員の専門性をさらに高めていく努力を続けていきたい。

それから、2点目でございますけれども、学校図書館運営につきましては、すべての小中学校で、活用を推進する組織といたしまして、司書教諭が中心となりまして利用指導計画書を作成しまして、年間を通して各教科等の学習指導において活用の推進を行っています。また、学校図書館専門員につきましては、司書教諭と十分な連携を図りまして、指導計画に基づいた図書資料や学校図書館環境の整備を行っているといった旨の答弁内容になってございます。

恐れ入ります。2ページをお願いしたいと思います。番号の4番になりますけれども、二学期制についてということで複数の議員さんの方から質問をいただいております。内容といたしましては、二学期制の導入までの経緯と今後の具体的なスケジュールについて、また、これから中学校に入学してくる生徒を含めました当事者や保護者等に対しましてどのように説明し、周知、徹底を図っていくのかといった趣旨でございます。

答弁内容でございますけれども、二学期制につきましては、平成17年度には学期制・休業日検討委員会を設置いたしまして、一定の報告書にまとめられているところでございます。また、平成18年度、19年度につきましては、田無第四中学校及び柳沢小学校を研究奨励指定校として二学期制の研究及び試行について調査研究を行いました。二学期制の試行による成果が確認され、また、保護者、児童・生徒を対象としたアンケートなどからも肯定的な

評価を得たことから、平成20年度につきましては、またさらにより精度の高い検証を行うため、引き続き二校で試行を行うと同時に、また、新たに柳沢中学校でも試行を行いまして、これらの成果を踏まえまして、今後、教育委員会の中で検討しまして、今年末を目途に今後の方向性を示していきたいと考えているところでございます。二学期制の導入に当たりましては、生徒や保護者に対して二学期制の趣旨について理解を得るとともに、疑問について具体的、積極的に答え、不安を解消していくことが極めて重要でございます。啓発用リーフレットの作成や市報や「西東京の教育」等による広報活動、それから、保護者、市民に対しての趣旨説明等をしていくとともに、説明会等を実施していきたいと考えているという旨の御答弁内容になってございます。

続きまして、5番になります。学校給食についてということで、小学校給食において実施している地産地消の現状についてといった質問の趣旨でございます。

答弁内容でございますけれども、小学校給食で実施しております地産地消につきましては、主に市内の農家からの野菜の購入を実施しておりまして、保護者、児童からも高い評価を得ているところでございます。また、農家と学校との関係につきましても、単なる食材の需給関係にとどまらず、授業の一環としての農家訪問などを通して、食の安全を意識した生きた教材としての意味も重要であることから、これらのことも踏まえまして、これからも地産地消を継続していきたいというふうに考えている旨の答弁をしているところでございます。

恐れ入ります。3ページをお願いしたいと思います。番号の8番ということになりますけれども、中学校通級実施の検討についてといったことの御質問がございました。

答弁でございますけれども、中学校通級の開設につきましては小学校通級指導学級の保護者、中学校の保護者会からも要望をいただいているところでございまして、また、議会におきましても陳情が採択されているということも重く受けとめているところでございます。小学校の通級学級に通っている児童の卒業後の進路を考えますと、児童・生徒の状況に合わせた特別支援教育のメニューといたしまして、特別支援教育の充実を総合的に推進する視点からも、中学校の通級学級の整備につきましても重要な課題として認識しております。これまで、校長会とも連携いたしまして、中学校通級指導学級の開設に当たっての学習面での教育課題、不登校の受け皿となることが懸念される問題への対応や施設整備の課題などにつきまして、先進実施団体の状況を参考に検討を行ってまいりました。今後につきましても、現在検討中の教育計画の見直しや後期基本計画の策定の中で、開設、整備について位置づけていけるよう努力してまいりたいといった旨の答弁内容になってございます。

恐れ入ります。7ページをお願いしたいと思います。18番になりますけれども、携帯電話などのセーフティ教室についてということで、内容としましては、ネットいじめへの対応について、それから、保護者への周知徹底についてといった質問趣旨でございます。

答弁内容についてでございますけれども、平成19年度につきましては、生徒に情報社会の中で犯罪に巻き込まれないための具体的な方法について啓発を図り、今後とも、各学校におきまして、児童・生徒に対して情報社会におけるインターネットや携帯電話の適切な使い方を指導していきたい。また、ネット上でいじめ等が発生した場合には、市の教育情報センターや警視庁ハイテク犯罪総合対策センターなどの関係機関に相談するなど、適切かつ迅速

な対応を図られるようにしてまいりたい。

また、情報社会の中で児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり犯罪を犯したりすることがないようにするためには、学校で指導するだけでなく、家庭や地域との連携、児童・生徒に携帯電話等の正しい使い方について積極的に働きかけていく必要があるであろう。これまでもセーフティ教室や保護者会等におきましてハイテク犯罪事例の紹介、ネット社会の危険性や留意点などについての啓発を図ってきたところでございます。今後も学校だよりや市の広報誌等を通して、家庭における携帯電話やインターネットの使い方のルールづくりやフィルタリングの設定方法などにつきまして、具体的な対応策について情報提供をしていきたいというふうに考えておりますという旨の答弁内容になってございます。

恐れ入ります。8ページになりますけれども、21番になります。学習指導要領の改正に伴う学校現場の現状についてということの御質問がございました。

答弁内容でございますけれども、新しい学習指導要領では、教育基本法の改正等で明らかになった教育理念を踏まえまして教育内容が見直されたところでございます。各学校におきましては、平成21年度から先行実施が始まりますが、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から全面実施となります。今年度はその周知徹底を図るための期間となっているところでございます。今後、各学校におきましては新しい指導計画、評価計画、授業時数の増加に対応した週時程などの作成を行ってまいります。教育委員会といたしましては、資料提供や情報交換などを行い、各学校が新学習指導要領の全面実施に移行できるよう支援してまいりたいと考えておりますといった旨の答弁内容になってございます。

以上、何点かにつきまして報告させていただいたところでございますけれども、他のものにつきましては後ほど御参照いただきたいと思います。

簡単ではございますけれども、議会報告とさせていただきます。

以上でございます。

竹尾委員長 (2) 西東京市中学校給食検討委員会中間報告について。

富田学校運営課長 中学校給食の中間報告について御説明申し上げます。

この間、庁内委員による西東京市中学校給食検討委員会を設置してまいりました。そして、この間の審議を踏まえながら、合計9回の審議の中で内容について進めてまいった結果を、このたび、平成20年7月をもって中間報告書を提出いたしました。

概要について若干御説明を申し上げます。

概要につきましては、まず、といたしまして、基本方針について四つ設けました。まず、完全給食の実施、親子調理方式の採用、それから、3番といたしまして家庭弁当選択制、そして、さらに、4番といたしまして小学校給食との同一献立というふうに設定をさせていただきました。

それから、番目といたしまして、実行計画ということを設定いたしました。その実行計画の中には、これから行う小・中学校の施設整備、それから、今回、親子方式という想定をしておりますので、その間に動かす配送業務に係る整備でございます。さらに、今申し上げましたように、親子の組み合わせ、事業運営、それから、課題・問題点の整理と、これから具体的に行うさまざまな問題の一応の中間のまとめということで御報告を今回させていただ

きました。

以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項は終わります。

竹尾委員長 日程第9 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

竹尾委員長 日程第7 議案第47号 西東京市教育委員会の職員の人事について、は、先ほどお諮りしました人事に関する案件でございますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 4 時 1 4 分 休 憩

午後 4 時 1 8 分 再 開

竹尾委員長 秘密会を閉じまして、定例会を再開いたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 4 時 1 8 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員